

○弘前大学大学院地域社会研究科副研究科長候補者選考に関する内規

(平成 24 年 4 月 25 日研究科教授会承認)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人弘前大学管理運営規則（平成 16 年規則第 1 号）第 20 条第 4 項の規定に基づき、弘前大学大学院地域社会研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）候補者の選考に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 弘前大学大学院地域社会研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認めたときは、弘前大学大学院地域社会研究科（以下「研究科」という。）に 2 名以内の副研究科長を置くことができる。

(任務)

第 3 条 副研究科長は、研究科長から指定された事項について、研究科長の職務を助ける。

(選考の方法)

第 4 条 研究科長は、副研究科長候補者を、研究科の教授のうちから指名し、その者について学長に推薦するものとする。

2 研究科長は、前項の推薦したときは、弘前大学大学院地域社会研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に報告するものとする。

(任期)

第 5 条 副研究科長の任期は、2 年とする。ただし、当該副研究科長を指名した研究科長の在任期間を超えることはできない。

(その他)

第 6 条 この内規に定めるもののほか、副研究科長に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 25 日から施行する。